



目 次	ページ
告 示	
○県統計調査の実施（2件）	（統計分析課） 1
○保安林の指定予定の通知	（治山林道課） 1
○保安林の解除予定の通知（2件）	（ " ） 2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示	（ " ） 2
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物が地下にある土地の区域の指定（2件）	（環境対策課） 2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出	（漁業管理課） 2
○公共測量の実施の通知	（用地対策課） 2
○道路の区域変更（2件）	（道 路 課） 3
◎告示（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部改正	（建築指導課） 3
公 告	
○砂利採取業務主任者試験の実施	（用地対策課） 3
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 3
落札公告	
○落札者等の公告	（教育委員会事務局高等学校課） 4

告 示

高知県告示第365号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 令和元年9月17日
 高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
 製材品出荷量聞き取り調査

2 調査の目的
 産業振興計画の林業分野における戦略目標の目標値である製材品出荷量の現状値及び年間出荷量を推定するための基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域
 県内全域

(2) 単位
 事業体

(3) 属性
 国産の原木の年間の使用量が3,000立方メートル以上の製材事業体又は外材の原木を使用する製材事業体

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項
 ア 月別の国産材製材品の出荷量（様式1）
 イ 月別の外材製材品の出荷量（様式2）

(2) その基準となる期日
 原則として、四半期ごとの調査日現在

5 報告を求める者

(1) 数
 ア 約15事業体（様式1）
 イ 約4事業体（様式2）

(2) 選定方法
 ア 県が実施する木材統計調査の製材事業体のリストから国産の原木の年間の使用量が3,000立方メートル以上の製材事業体を有意抽出（様式1）
 イ 県が実施する木材統計調査の外材の原木を使用する製材事業体のリストによる全数（様式2）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織
 県が報告者に直接報告を求める。

(2) 調査方法
 電話による聞き取り調査

7 報告を求める期間
 原則として、毎年4月から6月までの期間にあつては5月中旬まで、毎年7月から9月までの期間にあつては8月中旬まで、毎年10月から12月までの期間にあつては11月中旬まで、毎年1月から3月までの期間にあつては2月中旬まで

高知県告示第366号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 令和元年9月17日
 高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
 「高知家の魚応援の店」で開催する高知県フェアに関するアンケート調査

2 調査の目的
 高知家の魚応援の店制度に登録している飲食店等が開催する高知県フェアの実績等を把握し、事業の効果及び今後開催する

高知県フェアに向けた取組内容の検討を行うための基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域
 国内全域

(2) 単位
 店

(3) 属性
 県産水産物を取り扱う飲食店等

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項
 ア 県産水産物の使用歴
 イ フェアメニューの提供数
 ウ フェアメニューを注文した外国人客の人数

(2) その基準となる期間
 令和元年10月1日から同年11月4日まで

5 報告を求める者

(1) 数
 約100店

(2) 選定方法
 県の作成した高知県フェアに参加する「高知家の魚応援の店」のリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織
 県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法
 調査員による聞き取り調査又は郵送若しくはファクシミリによる調査

7 報告を求める期間
 令和元年10月1日から同年12月31日まで

高知県告示第367号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
 令和元年9月17日
 高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
 長岡郡大豊町中村大王字ハンシカケ484、485、487、488、490から493まで、字西ヲオノ494、字下ヲヲオノウ子495、2857、字上エヲオノ2848の1、2849の1、字長橋4036の1

2 指定の目的
 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第368号
 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 令和元年9月17日
 高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所
 安芸郡東洋町野根字海浜丙2176の5から丙2176の7まで、丙2176の30、丙2176の42

2 保安林として指定された目的
 潮害の防備

3 解除の理由
 指定理由の消滅

高知県告示第369号
 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 令和元年9月17日
 高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所
 吾川郡いの町越裏門字宮向234の17

2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

3 解除の理由
 道路用地とするため

高知県告示第370号
 令和元年7月高知県告示第194号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 令和元年9月17日
 高知県知事 尾崎 正直

1 所在不分明の森林所有者
 (1)ア 登記簿記載の住所

幅多郡西土佐村半家125番地3

イ 氏名
 土居 晋吉

(2)ア 登記簿記載の住所
 幅多郡江川崎村半家674番地

イ 氏名
 永山 久三

(3)ア 登記簿記載の住所
 幅多郡西土佐村中半493番地

イ 氏名
 土居 金尾

(4)ア 登記簿記載の住所
 幅多郡十和村古城81番地3

イ 氏名
 麻田 満良

(5)ア 登記簿記載の住所
 安芸市黒鳥西5番地

イ 氏名
 永山 茂美

(6)ア 登記簿記載の住所
 幅多郡西土佐村半家185番地

イ 氏名
 野地 満直

(7)ア 登記簿記載の住所
 幅多郡西土佐村半家379番地

イ 氏名
 山本 春子

(8)ア 登記簿記載の住所
 大阪市西成区聖天下一丁目11番25号

イ 氏名
 山本 理

(9)ア 登記簿記載の住所
 四万十市中村桜町76番地1

イ 氏名
 橋 誠

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和46年3月農林省告示第556号

(2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第371号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定する。
 令和元年9月17日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定区域
 安芸郡北川村長山1番及び3番8並びに3番92の一部

2 埋立地の区分
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号に掲げる埋立地

高知県告示第372号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定する。
 令和元年9月17日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定区域
 安芸郡芸西村和食字柚ヶ谷甲4669番1の一部

2 埋立地の区分
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号に掲げる埋立地

高知県告示第373号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 令和元年9月17日
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 須崎市 前田 良 昭
 " 明 神 実
 " 小島 亨 太

(2) 加入区の名称
 錦浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 錦浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 令和元年9月17日から同年10月1日まで

(2) 縦覧場所
 錦浦漁業協同組合

高知県告示第374号
 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公

共測量を実施する旨の通知を令和元年8月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類 公共測量（2級・4級基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業期間 令和元年9月17日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 安芸郡東洋町河内、生見及び野根

高知県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年9月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町久礼字トヤガモリ7639番20から 高岡郡中土佐町久礼字トヤガモリ7639番4まで	前	4.9 10.1	148
	後	6.5 47.3	

高知県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年9月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藪ヶ市松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長

	後の別	(メートル)	(メートル)
四万十市西土佐下家地字タカテ638番から 四万十市西土佐下家地字ヤクシマエ2044番1まで	前	3.4 11.4	148
		6.8 27.6	
四万十市西土佐下家地字ヲソゴエ680番1から 四万十市西土佐下家地字ヤクシマエ2044番1まで	後	6.8 27.6	148

高知県告示第377号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年10月高知県告示第604号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部を次のように改正する。

令和元年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

3(3)中「福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号」を「福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号」に改める。

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和元年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時及び場所
令和元年11月8日（金）午前10時から正午まで
高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階 中会議室
- 2 試験の方法及び科目
次の科目について筆記試験を行う。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 3 受験資格
資格は、問わない。

- 4 提出書類
(1) 受験願書1通
(2) 写真（手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚
- 5 受験手数料
8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 6 受験願書の配布場所及び請求先
高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー、高知県庁北庁舎2階高知県土木部用地対策課及び同課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170301/>）にて配布する。
なお、郵送によって請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と朱書の上、宛先を明記して84円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 7 受験願書の受付期間及び提出先

- (1) 受付期間
令和元年10月1日（火）から同月18日（金）までの間（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送による場合は、令和元年10月18日付けの消印のあるものまで受け付ける。）
- (2) 提出先
高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県土木部用地対策課

- 8 合格者の発表
(1) 令和元年11月29日（金）から同年12月6日（金）までの間、高知県庁本庁舎1階の掲示板及び高知県土木部用地対策課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170301/>）に掲示する。
(2) 合格者本人には、合格証を送付する。
- 9 その他
詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
令和元年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年6月17日	長岡郡本山町本山字	長岡郡本山町本山

28高東土第599号	銀杏ノ木1057番1ほか31筆(うち第4-1工区及び第4-2工区に係るもの)	504 本山町長 細川博司
------------	----------------------------------------	------------------

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和元年9月17日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
一般校務用ノート型パソコン 1,775台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局高等学校課 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎2階
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
I B J L 東芝リース株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 5 落札金額
月額 2,122,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和元年6月28日